

# 全国から賛同の動きが広がっています



岐阜県で開催された全国知事会議（写真上下）

日米地位協定の問題を全国的課題として、見直しを求める機運を盛り上げるため、県では「全国行動プラン」を進めています。新聞・テレビでも話題になる、この日米地位協定の問題点は何か、そして最近の動きをご紹介します。

## 日米地位協定の問題点と、見直しが必要な主な理由

**(1) 米軍施設・区域の管理権などに関する問題（3条）**  
基地内で事件・事故が発生した場合、自治体の関係者等が確認や調査のために緊急に立ち入りが必要と考えた場合でも、立ち入りの手続きに時間がかかったり、立ち入りが拒否される場合があります。

「こつしたことから、手続きの簡素化を含め、自治体等が立ち入りを申請する問題（3条）」  
基地内で事件・事故が発生した場合、自治体の関係者等が確認や調査のために緊急に立ち入りが必要と考えた場合でも、立ち入りの手続きに時間がかかったり、立ち入りが拒否される場合があります。

「こつしたことから、手続きの簡素化を含め、自治体等が立ち入りを申請する問題（3条）」  
基地内で事件・事故が発生した場合、自治体の関係者等が確認や調査のために緊急に立ち入りが必要と考えた場合でも、立ち入りの手続きに時間がかかったり、立ち入りが拒否される場合があります。

日米地位協定の見直しについては、政府は一貫して「運用改善により機敏に対応していくことが合理的である」と考え、これが十分効果的でない場合には、日米地位協定の改正も視野にいれていく」との姿勢を取っています。

**(2) 刑事裁判権の問題（17条）**  
米軍人、軍属が起こした公務外の事件・事故では、起訴されるまでは、その身柄は米側で確保することが規定されています。ただし、「殺人、強姦という凶悪な特定の犯罪の場合」には、起訴前の身柄の引き渡しについて米側は「好意的考慮」を払うこと（運用の改善）が日米合同委員会合意で決められました。

「迅速かつ適切な措置を執るために、起訴前の身柄引き渡しを、日米

# 夢 発進!!



～平成15年8月10日、沖縄都市モノレール運行開始



円内は基調講演のマリ・クリスティエヌさん

7月5日、モノレール開業を記念したシンポジウムが、「ゆいレールへの期待」をテーマに、那覇市のパレット市民劇場で開催された。異文化コミュニケーションのマリ・クリスティエヌさんが「モノレール駅を中心に発展する夢の街づくり」と題し講演。引き続き行われたパネルディスカッションでは、4人のパネリストたちが、屋上緑化や駅周辺活性化への取り組み、観光への明るい展望など、それぞれの立場から提言や意見を出し合った。

また、来場者からのアンケートの一部も紹介され、ゆいレールに対する期待や要望など様々な声が寄せられた。

## 参加者の声

（那覇市・30代女性）

「仕事で利用したい。また、小さい子供を連れて車を運転し、買い物や用事をするのは大変。これからはモノレールでとても楽になり、子供を連れて公園へ行くと、行動範囲が広がりそう。」



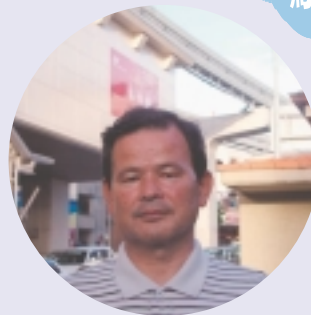
（那覇市・20代女性）

「今まで地上から見ていた景色が、これからはモノレールという上からの景色に変わり、今から楽しみです。また、『ゆいレール』の“ゆい”が沖縄らしく、他府県にはない軌道交通だと感じました。」



## 駅周辺の取り組み紹介

儀保・金城英輝さん



モノレール開通を機に、各駅周辺の商店街や通り会などが中心となって、地域活性化への取り組みが進む中、一からスタートを切る地域がある。儀保在住の金城英輝さんは現在、他の各駅同様、モノレールを地域の活性化へつなげようと、「首里儀保駅スー<sup>ジュー</sup>路小の会（仮称）」を設立。駅周辺住民の新たな交流が生まれている。

「儀保駅から首里城の間を網の目のように通る、生活と歴史がたたずむスー路小を、さらに魅力あるゾーンにして、観光客や日頃首里へ縁のない人たちも呼び込み、地域の活性化を図りたい」と意欲を語る。「モノレール開通をきっかけに、改めて自分たちの地域のおもしろさや良さを再認識した。これからは地域全体で大切にしながら、まちの活性化に取り組んでゆきたい」と目を輝かせた。



松沢神奈川県知事に要請文を手渡す福嶺知事



山本山梨県知事に要請文を手渡す比嘉副知事

関連年表	
H13.7月	衆議院外務委員会（決議）
H13.7月	全国都道府県議会議長会（決議）
H14.3月	衆参両院の沖縄・北方問題特別委員会（決議）
H14.7月	全国知事会議（決議）
H14.8月	日本弁護士連合会（決議）
H15.4月	日本青年会議所（沖縄宣言）
H15.5月	自民党有志105名で構成する議員連盟「地位協定の改定を実現し、真のパートナーシップを実現する会」総会（改正案を決定）
H15.6月	全日本自治団体労働組合の全県本部・単組（取り組み決定）
H15.7月	衆議院沖縄・北方問題特別委員会（決議）
H15.7月	日本労働組合総連合会（取り組み予定）
H15.7/9	東京都議会（意見書可決）
H15.7/11	長崎県議会（意見書可決）
H15.7/11	神奈川県議会（意見書可決）
H15.7/17	全国知事会議（決議）

地位協定で明確に定める必要があります。  
**(3) 被害者補償の問題〔18条〕**  
 米軍人等による公務外の事故の場合、加害者の個人補償が原則とされているため、被害者側から訴訟提起をしなければならぬ等、被害者に負担を強いるものとなっています。一部運用の改善がとられてはいますが、被害者が補償を受ける権利を、日米地位協定の上で明確にする必要があります。

がなく、日本側が調査や除去を行っているのが現状です。  
 基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民にとって、基地に關わる環境問題は、生命と安全に直結する重大な問題です。根本的な解決を図るためには、日米地位協定に環境条項を設け、日本国内法を適用することが必要です。  
**(5) 課税免除の問題〔13条〕**  
 米軍人等の私有車両に対する自動車税の税率は、私たち日本国民と比べ著しく低い税率（五分の一以下）となっています。自治体の税収確保が大きな問題となっている昨今、税の公平負担と自治体の自主財源の充実を図るためにも、同じ税率での課税を日米地位協定で明記する必要があります。

## 日米地位協定の見直しに賛同する各種団体等の最近の動き

環境条項の問題〔条文なし〕  
 日米地位協定には環境に関する条項がなく、米国は、基地の返還予定地についての原状回復義務が免除されています。このため返還跡地からPCB等の有害物質が発見されても、米国側にはこれを処理する義務

衆議院外務委員会、全国知事会、全国都道府県議会議長会、日本弁護士会等での決議や日本青年会議所、全日本自治団体労働組合などで全国的な取り組みが行われる等、日米地位協定見直しの機運は全国的に高まっています。  
 県は今、知事が米軍基地のある都道府県などを訪れ、日米地位協定の抜本の見直しに賛同していただくよう働きかけています。これを受けて、

## 日米地位協定とは？

正確には、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」と言い、日本に駐留する米軍への施設提供や米軍施設・区域の使用特権、米軍人等の権利義務関係などを取り決めた条約です。

日米安全保障条約第6条に基づき、四十三年前（一九六〇年）（昭和三十五年）に日米間で結ばれました。全28条からなっており、その内容はおおむね左記のとおりです。

### (1) 提供施設の使用許可等

日本は米国に、日米合同委員会（日米地位協定に基づく両国の協議の場）で決められた施設や訓練区域の使用を許可しています。（第2条）

日本の公共の安全に十分注意を払うことを前提として、使用を許可された施設・区域（提供施設）の運営や管理などの権利は全て米国が持っています。（第3条）

施設の返還に際しては、米国は原状回復（借りる前の状態に戻すこと）する必要はないとしています。（第4条）

### (2) 日本国の租税等の適用除外等

公的な目的で運航される米軍の船舶や航空機・自動車は、日本側に通報すれば、無料で米軍基地以外の日本の港や飛行場、高速道路などを使用することが出来ます。（第5条）

米軍人等の出入国には、日本の旅券・査証に関する法律は適用されません（ただし身分証明書等を持つ必要があります）。（第9条）

基本的に、米軍人・軍属等に関税や税金は課されません。（ただし、一定量を

超える物品の輸入には関税がかかります。（第11、12、13条）

米軍人・軍属等が自動車を運転する際、日本の運転免許証は必要ありません。（米国の免許は必要です）（第10条）

### (3) 米軍人・軍属等の国内法の尊重

米軍及び米軍人・軍属等は、日本国の法令を「尊重」することとなっています。（第16条）

### (4) 米軍人・軍属等の裁判権の所在

米軍人が基地の外で起こした事件や事故であっても公務中であれば裁判権は米側にあります。公務外の事件・事故であれば裁判権は日本側にあります。

しかし、日本側の裁判権の対象になる被疑者が米側によって拘束された場合は、日本側が起訴するまでは身柄の移転は行わなくてもよいとしています。（第17条）

（ただし、平成7年の日米合同委員会合意によって、殺人又は強姦という凶悪な犯罪など特定の場合、日本側の要求があれば、米国の好意的考慮により、引渡は可能としています。）

### (5) 損害賠償請求権

米軍が公務執行中に起こした事故等で損害を与えた場合、日米両国で分担して損害賠償を行います。米軍人等が公務外で起こした事故等で損害を与えた場合は、米国が慰謝料の支払いを申し出る場合もありますが、基本的には損害賠償は加害者本人が行うこととしています。（第18条）

### (6) 経費負担

在日米軍の維持費のうち、提供施設・区域の整備費用は日本側が負担し、その他（提供施設の維持費）は基本的に米国側が負担します。（第24条）

（しかし現実的には、日本政府も施設内の労務費、光熱費等の一部を「思いやり予算」として負担しています。）

### (7) 日米合同委員会

この協定の実施に関する日米間の協議機関として、日米合同委員会を設置しています。（第25条）



「日米地位協定見直しに対する全国取組み宣言式」日本青年会議所

問い合わせ：県基地対策室  
 TEL. (098) 866-2460  
 FAX. (098) 869-8979